

○香川県警察国際化総合対策推進委員会設置要綱の制定について

(令和2年6月16日付け香企画第122号)

昨年、我が国を訪れた外国人は約3,188万人、本県における外国人延べ宿泊者数は約69万人といずれも過去最多を更新し、今後も、本県を訪問する外国人は、3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭やインターネット上の海外の旅行関連サイトで本県が高い評価を受けていることなどから増加が見込まれる。

また、我が国に在留する外国人も、令和元年6月末現在、約283万人と過去最多を記録した上、昨年4月より新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたことなどから、在留外国人も、今後一層増加することが予想される。

こうしたことから、いわゆるインバウンドと称される訪日外国人、留学生や技能実習生に代表される在留外国人等外国人とのコミュニケーションの円滑化及びこれら外国人の安全の確保を図るなど、国際化する社会に対応するために必要な総合的対策を部門横断的に推進するため、別添のとおり「香川県警察国際化総合対策推進委員会設置要綱」を制定したので、所属職員に周知徹底し実効ある運用に努められたい。

別添

香川県警察国際化総合対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本部に、香川県警察国際化総合対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、国際化する社会に対応するために必要な総合的対策を推進することを任務とする。

- (1) 外国人とのコミュニケーションの円滑化に関すること。
- (2) 制度・手続等の外国人への分かりやすさの確保に関すること。
- (3) 外国人の増加に対応するための基盤整備に関すること。
- (4) 外国人の安全の確保に関すること。
- (5) 外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止に関すること。
- (6) その他国際化する社会に対応するため必要な総合的対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には本部長の職にある者、副委員長には警務部長の職にある者、委員には部長等（警務部長を除く。）の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書記)

第6条 委員会に書記を置き、警務部政策・国際企画官の職にある者をもって充てる。

2 書記は、委員長の命を受けて、会議の運営に関し必要な事務を処理する。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する任務に関し、本部内各部間の細部調整等を行うために委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長には警務部長の職にある者、副幹事長には刑事部長の職にある者、

幹事には各部の統括参事官、警務部政策・国際企画官、警務部総務課長及び警務部会計課長の職にある者をもって充てる。

4 会議は、必要に応じて幹事長が招集するものとする。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、訪日外国人の急増への対応、在留外国人の安全の確保等国際化する社会に対応するために必要な総合的対策の効率的な推進のために、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の設置及び運用については、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。